

# 河川敷地境界確認事務取扱要領

(令和5年4月1日改正)

## 第1 総則

### 1 趣旨

河川敷地と隣接する土地との境界の確認（以下「確認」という。）については、この要領に定めるところによる。

### 2 定義

この要領は、山梨県が管理する国土交通省所管の一級河川指定区間及び二級河川に適用する。

## 第2 確認の申請

### 1 確認の申請のできる者

確認は、当該隣接する土地の公簿上の所有者の申請に基づいて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者の申請に基づいて行うことができるものとする。

- (1) 公簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合には、所有権を取得した者とする。（土地売買契約書その他その権限を証する書面写しの添付）
- (2) 代理申請する場合には、公簿上の所有者から委任を受けた者とする。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）
- (3) 法人の場合には、代表者又は当該土地の処分権を有する者とする。ただし、法人が解散又は破産した場合は清算人又は管財人とする。
- (4) 共有の場合には、共有者全員とする。ただし、共有者の一人が他全員の共有者の委任を受けた場合にあっては、委任を受けたものが申請をすることができるものとする。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）
- (5) 死亡している場合には、相続人全員とする。ただし、相続人の一人が他全員の相続人の委任を受けた場合にあっては、委任を受けたものが申請をすることができるものとする。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）
- (6) 未成年者及び成年被後見人等の場合には、その法定代理人（成年後見人）とする。法定代理人（成年後見人）は、土地所有者の法定代理人（成年後見人）であることを証する書面を添付する。
- (7) 国又は地方公共団体において公共事業のための工事施工により、公共用地とその隣接地との境界を求める必要がある場合には、その長とする。
- (8) 開発行為の申請で、多数の土地の境界確認の場合には、施工者又は土地所有者の一人が、他全員の土地所有者の委任を受けて申請することができる。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）

2 確認の申請をしようとする者は、境界調査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる図書を添えて申請箇所地を管轄する、建設事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

- (1) 申請者の主張する境界についての隣接土地所有者の承諾書（様式第2号：実印及び印

鑑証明書を添付)又は測量した者が作成した境界立会証明書(様式第3号:土地家屋調査士の職印があれば、認印も可)

ただし、承諾人が登記簿上の所有者と異なる場合は、戸籍謄本等権利を証する書面を添付するものとする。共有地又は相続の手続き中で所有権を有する者が複数存在する場合には原則として全員の署名捺印とするが、全員の署名捺印が困難な理由書(遠隔地の居住者、入院中等で署名捺印が困難な場合等)の添付により代表者等の署名捺印とすることができる。

(2) 所有権を証する書面(申請地及び隣接地)

- ア 申請地の全部事項証明書(交付後3か月以内)、又は土地家屋調査士の署名捺印(職印)がある財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)(交付後3か月以内)
- イ 隣接地の登記事項要約書(交付後3か月以内)、又は土地家屋調査士の署名捺印(職印)がある財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(所有者事項)(交付後3か月以内)
- ウ 申請者又は隣接地所有者が登記されている所有者と異なる場合は、土地売買契約書等の所有権を証する書面の写し。
- エ 隣接地が相続の手続き中の場合は、登記されている所有者の戸籍謄本等、遺産分割協議書の写し等の相続の権利を証する書面

(3) 位置図

縮尺は25,000分の1から50,000分の1までの間で、当該申請箇所的位置を表示すること。

ただし、申請地の位置が後記(4)の案内図で明らかな場合は省略できることとする。

(4) 案内図

住宅地図等、当該申請箇所的位置を表示するとともに、確認する境界を朱線で明示すること。

(5) 法務局備付けの不動産登記法14条1項に規定する地図写し等

法務局備付けの不動産登記法14条1項に規定する地図写し(以下、「地図」という)、または法務局備付けの不動産登記法14条4項に規定する地図に準ずる図面写し(以下「公図」という)により、当該申請箇所及びその隣接土地全部を転写したもの(河川の対岸まで入れる。)に、次に掲げる事項を記入し押印したものとする。

- ア 土地の所在、地番、所有者の氏名
- イ 当該地図または公図の方位、縮尺、転写年月日及び転写者の資格(職)氏名印
- ウ 字違いの場合は、地図または公図を無理に接合しないこと。
- エ 確認を受ける場所を、朱線で明示すること。

(6) 実測平面図

縮尺は250分の1又は500分の1とし申請地から対岸地の河岸まで(申請地から対側河岸まで30m以上ある場合は、原則として30mまでとするが、境界確認上必要な場合はこの限りではない。)の現況が記載された図面に申請者の主張する境界線を朱線により表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

- ア 土地の所在、地番、所有者の氏名、当該図面の測量の方位及び縮尺
- イ 測量の年月日及び測量者の資格(職)氏名、印

ウ 図面の余白部分に、承諾者が署名押印（承諾書と同一印）すること。

なお、第2の2（1）で定める様式第2号または様式第3号が添付されている場合は、省略することができる。

エ 仮境界標の位置（測地系の座標値、又は任意座標値並びにトラバー点の位置及び座標値）

オ 横断測量箇所、点間距離、公簿面積、写真撮影方向、作成年月日

（7） 横断面図

縮尺は100分の1から200分の1とし、申請地から対岸地の河岸まで（申請地から対側河岸まで30m以上ある場合は、原則として30mまでとするが、境界確認上必要な場合はこの限りではない。）の現況が記載された図面に、境界確認申請位置（朱書き）、河川敷地及び地図または公図による幅員を明示し、その測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名を記入し、押印したものとする。

横断面図の添付を省略ができる事例については、第2の3を参考に個別案件ごとに検討・判断すること。

（8） 現況写真

併せて写真撮影位置がわかる図面を添付すること。

（9） 実測平面図と地図または公図の重ね図

不動点と地図または公図の整合性が確認でき、重ね図を作成した根拠が分かるものを添付。

（10） 河川対岸地の土地（対岸地）に関する書面

対岸地に関して隣接地と同様に前記（5）～（7）の図面に表示し、対岸地所有者に関して隣接者と同様に前記（1）（2）の書面を提出すること。

対岸同意の省略ができる事例については、第2の4を参考に個別案件ごとに検討・判断すること。

なお、対岸の同意について、取得が困難な場合は理由書の添付により、やむを得ない理由（境界争いがある場合は除く。遠隔地の居住者、入院中等で署名捺印が困難な場合等）が確認できる場合には、境界確認の申請を境界確認不調にしないこと。

（11） 委任状

委任状を添付する場合は、参考様式第3号を使用し実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。

（12） 印鑑証明書

印鑑証明書を添付している場合は、取得から3か月以上経過したものでも可とする。

（13） その他

必要に応じ、申請地の公図や求積図等上記以外の資料を求める場合がある。

3 横断面図の添付の取り扱い

実測平面図等で河川敷の財産確保や地形地物の状況等における客観的要件が認められる場合は、横断面図の添付を省略することができる。省略することができる要件の事例として次のものを参考に個別案件ごとに検討を行い、総合的な判断の上、添付の省略を決める。また、事例以外の要件で添付の省略が判断できる場合においても準拠する。

（1） 平面図及び写真にて境界位置が特定可能であり、境界調査申請書図面に基準点及び境

界点座標が世界測地系として境界が明示されている。

- (2) 平面図及び写真にて境界位置が特定可能であり、境界調査申請書図書に基準点及び境界点座標が日本測地系及び任意座標系として境界が明示されている。
- (3) 平面図及び写真にて境界位置が特定可能であり、境界調査申請書図書に既設境界標又は恒久的地物からの距離角度による方法により恒久的地物からの距離角度によって境界が明示されている。

#### 4 対岸地の同意の取り扱い

隣接土地所有者等の同意は、対岸地の境界確認影響地の範囲について、公図の場合及び地図であっても(6)の平面図と一致していない場合は、原則すべての同意を得ることとする。河川敷の財産確保や地形地物の状況等における客観的要件が認められる場合は、対岸地の同意を省略することができる。省略することができる要件の事例として次のものを参考に個別案件ごとに検討を行い、総合的な判断の上、同意の省略を決める。また、事例以外の要件で境界が判断できる場合においても準拠する。

なお、事例に条件が該当した場合、全てが同意を省略できるものではなく、事例要件等を参考に総合的な判断の上で省略について決定する。境界確認での基本的な考え方は国有財産部局長知事として国有地(河川敷)の確保、保全を前提に行うものであり、それらが担保できるかどうかの判断の上、事務を行うものとする。

- (1) 改修済み区間であり、河川管理者が用地を取得した土地の隣接土地において、測量データがある場合又は、法務局に納められている地積測量図等の資料から、境界線が客観的に判断できること。〈用地測量の実施により、境界が確定しているものであり、その成果又は成果に基づく地積測量図等の資料により、河川管理者の判断で決めることができる。〉
- (2) 河川区域図等において河川区域幅30mを超えている河川であり、地図または公図上の河川幅が現況又は河川区域図で確認できること。〈河川幅の大きな河川において、対岸土地所有者の同意を得るのは申請者の負担が大きい。対岸地側の地図または公図の状況や河川の現状等の判断から河川敷の確保が担保されると判断できるもの。〉

#### 5 申請書の提出

申請書の提出部数は1部とし、境界確認用の実測平面図(申請者返却用)1部を追加添付し、提出するものとする。

### 第3 受理

1 所長は、申請書の提出があった場合には、次に掲げる事項について審査し、補正させるべきものを除いて受理する。

- (1) 境界確定をしようとする財産は、第1の2の財産であること。
- (2) 申請者が第2の1で定める者であること。
- (3) 申請書が第2の2で定める図書を提出していること。

### 第4 境界確認

現地の境界確認に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 申請者及びその他の関係者の立会いを求め、付近の地形、地物、前後の見通し等を斟酌して、

公正妥当な境界を見出すように努めること。なお、承諾書があり、かつその承諾内容と境界確認の結果が変わらない場合は関係者の立会いは要しない。

- 2 申請者に十分意見を述べさせ、申請書添付図面の推定境界線決定についての理由を明らかにさせるものとする。
- 3 必要がある場合には、市町村の職員の立会いを求めるものとする。

## 第5 境界確認の方法

境界確認は原則として地図または公図幅を確保することとし、次による確認方法により行うものとする。

### 1 地図または公図に基づく確認

#### (1) 不動点が双方にある場合

現地の不動点とこれに対応する地図または公図上の基準点を公有地側、他の土地側の双方に相当数求め地図または公図上の寸法より境界を確認する。

上記により双方よりの寸法に不一致を生じた場合は、按分比例等により定めるものとし、その際は、公簿面積、土地占有の状況、地形の状況、隣接地の境界、参考図書等を勘案すること。

#### (2) 不動点が一方にある場合

現地の不動点とこれに対応する地図または公図の基準を相当数求め、地図または公図上の寸法により境界確認する。この際、確認された境界が著しく現地状況に適合しないような場合は第5の1の(1)の当該方法を勘案して補正のうえ確認する。

#### (3) 不動点を確認出来ない場合

地図または公図の境界線を現地に設定することを原則として(1)及び(2)に示す補正方法により勘案のうえ確認する。

### 2 地図または公図以外に基づく確認（公図が見取図等で根拠とするに足りないと認められる場合）

#### (1) 公簿面積による確認

土地占有の状況、地形の状況、隣接地の境界、参考図書を勘案しながら、公簿面積に合致するよう確認する。

ただし、公簿面積に合致させると著しく現地の状況に適合しない場合は第5の1の(1)及び(2)に示す勘案方法を用い公平な線を決定する。

#### (2) 現地の状況に基づく確認（公簿面積が不明か、または実面積が確認できない場合）

土地占有の状況、地形の状況、隣接地の境界参考図書等を勘案し現地の状況に適合するよう確認する。

#### (3) 話し合いによる確認

以上のいずれによるも両者の合意に達しない場合又は境界を見出し得ない場合は話し合いにより確認する。

### 3 その他

(1) 不動点・・・・・・周辺との相関が過去より変化していないと認められる現地の地上点

(2) 土地占有の状況・・特に河川管理施設の敷地及び公有地側を重視する。

(3) 地形の状況・・・・・・特に河川区域線を重視する。

- (4) 隣接地の境界・・・隣接地境界線との平衡を失しないよう接続地点の境界線に平滑に接続するよう配慮する。

## 第6 境界確認後の事務処理等

### 1、決裁後の事務処理等

#### (1) 境界確定の通知

所長は、境界確定の協議がととのったときは、申請者あて境界調査について回答書（様式第4号）を作成し、申請者から提出された実測平面図等の確認した境界がわかる図面（測地系の座標値、又は任意座標値並びにトラバー一点の位置及び座標値が表示されたもの）に割印したものを申請者又は代理人へ渡す。

なお、様式第2号または様式第3号等について申請者から原本還付申請（様式第5号）があった場合は、返却すること。

#### (2) 境界標の設置

石杭等の境界標の設置が必要になった場合、申請者に建設事務所が支給する境界標の設置を依頼すること。ただし、設置できないことを理由に境界確認不調にしないこと。

なお、申請者が設置しない場合は、建設事務所設置することができる。

#### (3) 申請書の保存

申請書の保存期間は、原則として30年とする。

### 2、分筆登記

地図訂正の必要がなく、申請地が河川構造物内にあることが明らかな場合には、必要に応じて分筆や寄付を申請者に依頼する。原則として所長は境界確認書による回答後に地積測量図を作成し、次の書面に申請者の署名捺印（実印）をもらい、分筆登記や所有権移転登記を行う。

(1) 河川構造物内に存在する申請地の土地寄付証書1部（参考様式第1号）

(2) 登記承諾書1部（参考様式第2号）

(3) 印鑑証明書

（申請者が負担する交付手数料については、印鑑証明書無料交付依頼書により市町村へ依頼し、免除とすること。）

## 第7 査定不能

所長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、申請書に境界未確定通知書（様式第6号）を添付の上、申請者に返戻するものとする。また、それに伴って将来訴訟の提起が予想される案件については、その旨県土整備部長に報告するものとする。

(1) 申請者と境界確定線について確定協議がととのわない場合

(2) 隣接地等の土地所有者及び利害関係人が承諾しない場合

(3) 申請者に求めた書類が3か月以内に提出されない場合

(4) 申請する土地が所有権確認等の訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定をおこなっても支障のないものは、この限りではない。

(5) その他境界を確定することができない場合

(様式第1号)

第 号  
平成 年 月 日

河川管理者  
山梨県知事 殿

住所  
申請者  
氏名  
電話  
印

境界調査申請書

私所有の 市 町字 一級河川  
郡 村 番地との隣接する (川) との境界不明  
二級河川

につき調査願いたく次の関係書類を添えて申請します。

- 1 所在地及び地番
- 2 所有地登記面積 (地目 )
- 3 添付書類  
隣接土地所有承諾書  
所有権を証する書面  
位置図 (見取図)  
案内図  
法務局備付けの不動産登記法14条1項に規定する地図写しまたは法務局備付けの不動産登記法14条4項に規定する地図に準ずる図面写し  
実測平面図  
横断面図  
現況写真  
実測平面図と法務局備付けの地図または地図に準ずる図面との重ね図  
対岸地所有者に関する書面

(様式第2号)

承 諾 書

市 町

大字 字 番地と隣接する河川敷地との境界については、別紙

郡 村

図面に朱線で示す境界線により異存ありません。

平成 年 月 日

番地土地所有者

住 所

氏 名

印

番地土地所有者

住 所

氏 名

印

(注) 承諾者の印鑑証明書添付のこと。

(様式第3号)

境界立会証明書

市 町  
大字 字 番地と隣接する河川敷地との境界について、下記の  
郡 村  
とお隣接所有者と立会いし、別紙図面に朱線で示す境界線により異議なく確認されたものである。

平成 年 月 日立会い  
番地土地所有者  
住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日立会い  
番地土地所有者  
住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日立会い  
番地土地所有者  
住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日立会い  
番地土地所有者  
住 所  
氏 名 印

本境界立会証明書に基づき測量したものであることを証明します。

平成 年 月 日  
住 所

土地家屋調査士 職印

(様式第4号)

第 号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

河川敷と民地との境界確認について（回答）

平成 年 月 日付けで申請のありました下記地番のことについては、別添実測図朱線のとおり確認いたしました。

なお、確認した境界については、境界杭を設置願います。

記

(様式第5号)

## 原本還付申請書

殿

平成 年 月 日

申請人

印

平成 年 月 日付の境界調査申請書について、添付した以下の書類を還付してください。

1、承諾書 ・ 境界立会証明書 \_\_\_\_\_通

---

## 受領書

上記書類を受領しました。

平成 年 月 日

氏名

印

(様式第6号)

第 号  
平成 年 月 日

殿

山 梨 県 知 事

境 界 未 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記理由により境界を確定できないので通知します。

記

(参考様式第1号)

## 土地寄付証書

私所有の下記の土地を河川敷地として国土交通省へ寄付いたします。ついては、次の条項了承の上、後日のため本書を差し入れます。

- 一 本書を提出した後は下記の土地に対して、何時工事に着手するも異議ありません。
- 一 寄付地に対する公課その他の費用は、所有権移転登記完了まで私において負担します。
- 一 寄付地に対し抵当権その他の権利設定がある場合は、私において直ちに権利消滅の手続きを完了し、なんらご迷惑は掛けません。

平成 年 月 日

所有者

住所

氏名

印

国土交通省所管不動産登記嘱託職員

山梨県知事 殿

土地寄付明細書

郡市		町村			
大字	字	地番	地目	地積	摘要
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	

(参考様式第2号)

## 登記承諾書

### 1 不動産の表示

郡 市	町村名 大字名	字 名	地 番	地 目	地 積
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>

上記不動産につき、平成 年 月 日公共用地として国土交通省に寄付し、同日所有権が移転したので、国土交通省において所有権移転登記をすることについて承諾します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

国土交通省所管不動産登記嘱託職員

山梨県知事

殿

(参考様式第3号)

## 委任状

私は、 (郡・市) (町・村) 大字 字 番地

を代理人と定め、次の土地と河川敷の境界確認に関する行為を委任します。

### 1 土地の所在

(郡・市) (町・村) 大字 字 番地

### 2 委任の範囲 (※次から選択すること)

- (1) 代理申請及び境界確認の同意又は不同意
- (2) 申請に要する図書及び資料の作成・提出並びに境界確認書等の受領に関すること
- (3) その他 ( )

平成 年 月 日

住所

電話

氏名

印